

○ 女性活躍推進法第20条に基づく公共調達に関する取組状況(平成30(2018)年度)調べ

所管府省名	ト厚生労働省
独立行政法人等名	145 特殊法人 日本年金機構

取組を開始した年・月	平成29年4月
------------	---------

※実際の調達での加点評価の開始に限らず、加点評価を行うための規則等の策定・整備等、手続き等を開始した年・月を記入してください。

少額の随意契約の 予定価格 (「予決令第99条第2号、第 3号、第4号、第7号」に相 当する規則等に規定する 金額)	工事又は製造	250 万円を超えない額	(参考)国の規定 予決令第99条第2号: 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
	財産の買い入れ	160 万円を超えない額	(参考)国の規定 予決令第99条第3号: 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
	物件の借り入れ (予定賃貸料の年額または総額)	80 万円を超えない額	(参考)国の規定 予決令第99条第4号: 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
	その他の契約	100 万円を超えない額	(参考)国の規定 予決令第99条第7号: 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをすとき。

※規則等に定める金額が国の規定と異なる場合は、本項目の記入に加え、当該規則等の写しを添付してください。

1 取組規模について

単位: 件、円

	①調達全体規模		②競争契約のうち総合評価落札方式による調達規模		③随意契約のうち企画競争方式による調達規模	
			④うち評価項目未設定調達規模		⑤うち評価項目未設定調達規模	
件数	1,343	67	1	5	2	
金額	126,659,927,043	48,704,521,001	4,132,107	583,856,636	233,407,440	

※色付きのセルを記入してください。

◎法人別公表用(すべて自動転記されますので、確認をお願いします)。

	合計		
	取組対象調達 の規模	取組実施済 調達の規模	割合
金額	49,284,245,530	49,050,838,090	99.5%
件数	71	69	97.2%